

19 情報教育の充実 (小・中)

— 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 —



高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため、学校においては、ICTの活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童生徒の情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

OGIGA スクール構想の実現の基盤整備→●児童生徒の情報活用能力の育成に課題。
◇教職員のICT活用指導力の向上と情報活用能力の計画的に育成する体制の確立。

(1) 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実

- ① 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、**GIGA スクール構想の実現に向けた校内情報化推進計画の見直し**など、ICT環境整備を一層推進する。
- ② **教職員のICT活用指導力の向上**を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、県立総合教育センター等での研修に積極的に参加する。
- ③ **情報モラル教育**については、情報教育の年間指導計画に位置付け、各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的・継続的に指導する。



(2) 指導内容や指導方法の取組の充実

- ① **情報活用能力を育成**するため、児童生徒に身に付けさせたい**資質・能力の3つの柱に沿って達成目標**(発達の段階に応じた目標:情報活用能力の体系表等)を設定し、全校体制での取組を充実させる。
- ② 学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」を**一体的に充実**し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫・改善の取組を充実させる。



(3) 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施

- ① 各教科等の特質に応じて、児童生徒が1人1台端末を効果的に活用しながら、**情報の収集・発信・共有**等を行う学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に実施する。
- ② 小学校において、児童が**プログラミングを体験**しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な**論理的思考力**を身に付けるための学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に実施する。



(4) 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実

- ① 有害情報やメール・掲示板での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、**情報モラルに関する指導**への取組の充実を図る。
- ② インターネットやスマートフォン等を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、**不適切な情報に的確に対応できる判断力や危険を回避する態度**を育成する取組の充実を図る。



■ 関連資料 ■

◎『沖縄県教育情報化推進計画』(令和4年～令和8年)	沖縄県教育委員会	令和4年
◎『教育の情報化に関する手引』-追補版-	文部科学省	令和2年
◎『小学校プログラミング教育の手引(第三版)』	文部科学省	令和2年
◎『学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成』	文部科学省	令和元年
◎『小(中)学校学習指導要領(平成29年告示)』	文部科学省	平成29年

19 情報教育の充実

(高等学校)

— 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成 —



将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協議し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成が重要となる。また、各教科等の目標を達成するために教科指導における効果的な ICT 活用を促進する。

ここがポイント（取組の重点）

- 急速な情報化により、情報活用能力育成が急務である。
- ◇総合教育センターの研修の充実と、研修への参加促進。

(1) 情報教育の体系的な推進を図る

- ① 個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、高等学校段階に期待される「情報活用能力」の育成を目指し、学校全体としての体系的な情報教育を推進する。
- ② 学校や生徒の実態等に応じたカリキュラムを編成し、情報教育の内容の充実に努める。
- ③ 1人1台端末環境等教育用コンピュータや周辺機器、ソフトウェアや情報通信ネットワークの整備に努める。
- ④ 教員の情報活用能力を育成するため、各種の教員研修への参加促進、県立総合教育センターでの ICT を活用した効果的な指導方法や情報モラル・情報セキュリティの研修、校内研修の充実を図る。
- ⑤ 学校支援体制として、県立総合教育センターの有効活用を図る

(2) 教科指導における ICT 活用の推進を図る

- ① 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるように学習活動の充実に努めるとともに、あらゆる機会を通して情報活用能力の育成を図るため、計画的に生徒の ICT 活用を促進する。
- ② 教員あるいは生徒が ICT を活用して学ぶ場면을効果的に授業に取り入れることにより、生徒の学習に対する意欲や興味・関心を高め、「わかる授業」「個別最適な学び」「協働的な学び」の実践に努める。
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得及びそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するために、各教科の学習活動において ICT を適切かつ実践的、主体的に活用する。
- ④ 情報通信ネットワークを活用し、学校間及び学校と家庭や地域社会との連携等を図るとともに、交流、協働学習などを通じた特色ある教育活動の展開に努める。

(3) 情報モラル教育の充実に努める

- ① 学校教育において、情報モラル教育に体系的に取り組む。
- ② 教員が、情報や情報技術の特性についての理解に基づいて、関連する法令の知識や問題が起きた場合の対処について学び、教員間でそれらの情報の共有に努めることで、情報モラル教育を充実させる。
- ③ 情報モラル教育において、家庭や地域との連携を図るために、校内での組織・体制づくりを促進する。

■ 関連資料 ■

- | | | |
|-----------------------|----------|---------|
| ◎ 『高等学校学習指導要領解説』（総則編) | 文部科学省 | 平成 30 年 |
| ◎ 『沖縄県教育情報化基本計画』（改訂版) | 沖縄県教育委員会 | 平成 29 年 |
| ◎ 『沖縄県教育情報化推進計画』 | 沖縄県教育委員会 | 平成 29 年 |

19 情報教育の充実 (特別支援学校)

— コンピュータ等の支援機器の活用 —



特別支援学校においてコンピュータ等の情報機器やインターネットは、障害を補う手段としての利用、楽しく効果的な教材教具としての利用、社会参加の手だてとしての利用があり、必要不可欠なものとなっている。このため、学校においては、児童生徒の障害の状態に合わせた情報通信技術（ICT）の活用を推進し、学習の効果を高めるとともに、自立と社会参加に向けた児童生徒の情報活用能力を育成する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- 個々のニーズに応じた ICT の活用と学習効果の向上
- ◇ 全ての学習において障害に応じた支援機器の活用の工夫を図る

小・中・高等学校の教育課程を履修する児童生徒については、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

(1) 情報化推進計画の策定と ICT 活用の位置づけを図る

- ① 情報化推進計画と関連させて、自立活動、教科等の学習をはじめとするすべての学習で、児童生徒が障害の状態を改善・克服し自己実現をめざすために、必要に応じて**障害の特性に応じた ICT の活用を工夫**する。
- ② 児童生徒の学習に**興味関心を喚起し、「わかる授業」を実現**するための情報通信技術の活用を工夫する。
- ③ 個に応じた情報社会への参加により、自立・参加の基盤となる**「生きる力」が培われるよう工夫**する。

(2) 児童生徒の情報活用能力の育成を図る

- ① 個に応じた情報通信技術の活用方法を工夫するとともに、活用におけた**通信環境を整備**する。
- ② 発達や障害の**状態に応じて支援機器を活用**するなど、個別の教育的ニーズに応じた指導計画を立案する。
- ③ ICT を活用して、**自立活動・各教科等の学習および体験学習を関連させた指導の工夫**をする。
- ④ 教科「情報」および「総合的な学習の時間」において、**情報活用能力の育成を目指した授業を展開**していく際には、障害の特性や社会経験等を考慮して、情報通信技術が適切に活用されるよう工夫する。

(3) 教師の情報活用能力を高める

- ① 校内研修の充実に努めるとともに、県立総合教育センター等と連携を図り、児童生徒の実態に即した**教材の開発、活用及び情報通信技術環境の充実に努める**。
- ② 教員がネットワークの特性及びウェブサイトの危険性を知るとともに、関連する法令の知識や問題が起きた場合の対処について学び、職員間でそれらの情報の共有に努めることで、**情報モラル教育を充実**させる。
- ③ 情報モラル教育において、**家庭や地域との連携**を図るために、**校内での組織・体制づくりを促進**する。

■ 関連資料 ■

◎新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告	文部科学省	令和 3 年
◎『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編』 (幼,小,中)	文部科学省	平成 30 年
◎『特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領』	文部科学省	平成 29 年
◎『沖縄県教育情報化推進計画』	沖縄県教育委員会	平成 29 年
◎『沖縄県教育情報化基本計画』(改訂版)	沖縄県教育委員会	平成 29 年

20 環境教育の充実 (小・中)

—環境の保全やよりよい環境の創造のために、
主体的に行動する能力、態度の育成—



学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切に、環境の保全やよりよい環境の創造のために「自ら課題を見つけ、学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する能力や態度」を向上させ、生きる力の育成と結びつけていく必要がある。

そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも、地域社会との連携を図ることが重要である。

ここがポイント(取組の重点)

◇環境教育で育成する能力や態度をESDで重視する能力や態度を関連付ける。

(1) 学校の教育活動全体を通じた環境教育の実施を図る

- ① 各学校の児童生徒や地域の実態を踏まえ、ESDの視点と関連させながら身に付けさせたい能力や態度を明確にし、学年に応じた特色を付けたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- ② 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にし、教科横断的な視点で年間計画を作成する。
- ③ 児童会・生徒会活動等の活動計画に当り、児童生徒が身近な環境問題や開発問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう、主に環境の保全に関する内容を位置づける。
- ④ 日常的な取組を継続させるとともに、世界環境デー(6月5日)等を生かした取組を展開する。
- ⑤ 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

(2) 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- ① 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- ② 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を設定し、自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- ③ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、様々な課題を地球規模で考え「今、私ができること」など自らの問題としてとらえさせるようにする。



(3) 家庭・地域社会との連携を図る

- ① 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- ② 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動等への参加を促すなど、実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- ③ 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。



■関連資料■

◎『環境教育指導資料(中学校編)』	国立教育政策研究所	平成28年
◎『環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)』	国立教育政策研究所	平成26年
◎『おきなわ環境教育プログラム集(学校教育編)』	沖縄県環境部	令和2年
◎『小学生環境読本 おきなわの環境』	沖縄県環境部	平成30年
◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』	沖縄県環境部	平成26年

20 環境教育の充実

(高等学校)

— 環境問題解決の能力及び環境保全に参加する態度の育成 —



生徒一人一人が本県の豊かな自然や環境に関心を持ち、持続可能な社会を実現するための環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題解決能力及び環境保全に参加する意欲、態度を育成することが重要である。

このため、学校においては、環境教育の推進について全教員の共通理解を図り、生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、総合的、組織的、継続的かつ実践的な環境教育の充実を図る必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- SDGsへ関心は高いが、身近な環境問題解決への取り組みや研究に対する生徒の主体性が課題。
- ◇学校外の団体との連携を推進し、生徒に具体的な見通しを持たせることに重点。

(1) 環境教育の指導体制の確立を図る

- ① 環境教育は学校の教育活動全体を通して、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の有機的な関連を図り、学校や家庭等様々な場で、**生徒、保護者、地域住民、関係機関等が主体的に関わり**、地域づくり、社会貢献活動等の取組を総合的に推進する。
- ② 学校内に環境教育推進委員会の設置を推奨し、地域や学校の実態に応じた年間指導計画の作成や**組織的、継続的かつ実践的な指導体制の確立**を推進する。
- ③ 沖縄県高校生グリーンデーや世界環境デー等における各学校の取組を推進する。

(2) 環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力の育成を図る

- ① 野外学習や自然体験学習等の豊かな**体験活動を行い**、本県特有の自然環境や気候、動・植物等に関心を持たせ、環境保全活動に関する意識の高揚を図る。
- ② 指導内容や方法を工夫して、身近な環境に関心を持ち、意欲的に問題解決を図るとともに、環境保全のために豊かな**人間性や科学的に思考する力に立脚して主体的に行動し対応する態度の育成**を図る。
- ③ 環境教育研究推進校やモデル校等の研究活動を充実させ、**生徒が身近な自然環境やゴミ問題、エネルギー問題等の社会環境について理解を深め**、持続可能な社会の実現に向けて取り組む資質、能力を育成する。

(3) 環境教育指導資料の活用及び各種環境教育関連の研修会への参加の促進を図る

- ① 県教育委員会や文部科学省が作成した指導資料、その他関係機関の諸資料を活用し、**生徒の発達段階に応じて、総合的、組織的、継続的に環境教育の充実**を図る。
- ② 文部科学省、県教育委員会、県立総合教育センター、県環境部等の実施する**環境教育関連の各種研修会へ積極的に参加し**、環境教育に関する実践的な指導力の向上を図る。
- ③ 環境関連の**NPO 法人等による出前講座**の利用を促進する。

■関連資料■

◎『文部科学省 科学技術白書』	文部科学省	令和2年
◎ 沖縄県環境教育等推進行動計画	沖縄県	平成31年
◎『今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム〈報告書〉』	環境省	平成23年
◎『高等学校学習指導要領』	文部科学省	平成30年
◎『未来をつくる学びをはじめよう 地域からまなび・つなぐ39のヒント』	環境省	平成21年
◎『環境教育指導資料』(中学校・高等学校編)	文部科学省	平成3年